

業務を行う体制の概要

記載様式は任意ですが、記載すべき項目は本例を参考にしてください。

業務を行う体制の概要

1. 医薬品の範囲

指定医薬品の取り扱い

指定医薬品以外の医薬品の取り扱い

(有)・無)

(有)・無)

店舗で販売する医薬品(指定医薬品、それ以外の医薬品)の区分を記載してください。

2. 店舗管理者

氏名：長崎 花子

(薬剤師) 登録販売者)

店舗管理者の氏名及び種別を記載してください。

3. 営業時間及び薬剤師・登録販売者の勤務時間

(1) 店舗の営業時間

曜日	営業時間
月～土	9時～17時30分

週当たりの営業時間 (51 時間)

(2) 医薬品の販売時間

曜日	営業時間
月～土	9時～17時30分

週当たりの営業時間 (51 時間)

(3) 指定医薬品の販売時間

曜日	営業時間
月～土	9時～17時30分

週当たりの営業時間 (51 時間)

(4) 営業時間外で相談応需が可能な時間

曜日	営業時間
	なし

相談応需が可能な時間がない場合は「なし」と記載してください。

4. 薬剤師・登録販売者の勤務体制

薬剤師及び登録販売者(店舗管理者を含む)それぞれの勤務時間を記載し、曜日で異なる場合は、曜日毎に記載してください。

(1) 薬剤師の勤務時間

名前	勤務日・勤務時間	時間(週)
長崎 花子	月～土 9時～17時30分	51時間
		時間
		時間
		時間

(2) 登録販売者の勤務時間

名前	勤務日・勤務時間	時間(週)
長崎 三郎	月～金 9時～17時30分 土 12時～17時30分	48時間
		時間
		時間
		時間

店舗販売業の業務を行う体制で遵守すべき事項は以下のとおりです。

1. 指定医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師が勤務していること。
2. 指定医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において、薬剤師又は登録販売者が勤務していること。
3. 店舗において、医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を使用する者から相談があった場合には、薬剤師又は登録販売者から必要な情報を提供する体制を備えていること。
4. 医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。